

令和8年7月3日

## 76GHz 帯小電力ミリ波レーダーの高度化のための告示改正案に係る意見募集

総務省は、先進運転支援システム（ADAS）や自動運転技術の開発・普及の更なる推進に向けた76GHz 帯小電力ミリ波レーダーの高度化のため、平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部の改正する告示案について、令和8年7月4日（土）から同年8月3日（月）までの間、意見募集を行います。

### 1 背景・概要

76GHz 帯小電力ミリ波レーダーは、平成11年に制度化されて以降、追従走行支援や衝突被害軽減機能等を中心として広く利用されています。

近年、先進運転支援システム（ADAS）や自動運転技術の開発・普及が進展する中、車両周辺の歩行者や自転車等を含む対象の検知性能に対する要求が高まっており、車載センサには、検知範囲の広角化及び長距離化に対するニーズが急速に高まっています。

このため、総務省では、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）からの答申「平成14年9月30日付け諮問第2009号『小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件』のうち『76GHz 帯小電力ミリ波レーダーの高度化に関する技術的条件』」を踏まえ、76GHz 帯小電力ミリ波レーダーの広角化と長距離検知の両立を可能とする高度化のため、平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案を作成しました。

つきましては、本告示案について、令和8年7月4日（土）から同年8月3日（月）までの間、意見募集を行います。

### 2 意見公募要領

#### (1) 意見募集対象

平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する件（別添）

#### (2) 意見提出期間

令和8年7月4日（土）から同年8月3日（月）まで（必着）

（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙）を御覧ください。

### 3 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、制度整備に関連する所要の手続を進める予定です。

#### 4 資料の入手方法

報道資料については、総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

##### <連絡先>

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室

担当：林課長補佐、松尾係長、本多官、堤官

電 話：03-5253-5896

E-mail：nextgen\_itsradio\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示していますので、御送信の際は、「@」に変更してください。）

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 ミリ波レーダー用</p> <table border="1" data-bbox="188 359 1057 587"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>七六・五㎐</td> <td>〇・〇ワット以下。ただし、等価等方輻射電力が五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては、一ワット以下であること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔十二〜十四 略〕</p>	周波数	空中線電力	〔略〕	〔略〕	七六・五㎐	〇・〇ワット以下。ただし、等価等方輻射電力が五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては、一ワット以下であること。	〔略〕	〔略〕	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <table border="1" data-bbox="1128 359 1998 587"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>七六・五㎐</td> <td>〇・〇ワット以下</td> </tr> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔十二〜十四 同上〕</p>	周波数	空中線電力	〔同上〕	〔同上〕	七六・五㎐	〇・〇ワット以下	〔同上〕	〔同上〕
周波数	空中線電力																
〔略〕	〔略〕																
七六・五㎐	〇・〇ワット以下。ただし、等価等方輻射電力が五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては、一ワット以下であること。																
〔略〕	〔略〕																
周波数	空中線電力																
〔同上〕	〔同上〕																
七六・五㎐	〇・〇ワット以下																
〔同上〕	〔同上〕																
<p>備考 表中の「 〃 」の記載は注記である。</p>																	

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

平成元年郵政省告示第 42 号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部の改正する告示案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

76GHz 帯小電力ミリ波レーダーは、平成 11 年に制度化されて以降、追従走行支援や衝突被害軽減機能等を中心として広く利用されています。

近年、先進運転支援システム（ADAS）や自動運転技術の開発・普及が進展する中、車両周辺の歩行者や自転車等を含む対象の検知性能に対する要求が高まっており、車載センサには、検知範囲の広角化及び長距離化に対するニーズが急速に高まっています。

このため、総務省では、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）からの答申「平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号『小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件』のうち『76GHz 帯小電力ミリ波レーダーの高度化に関する技術的条件』」を踏まえ、76GHz 帯小電力ミリ波レーダーの広角化と長距離検知の両立を可能とする高度化のため、平成元年郵政省告示第 42 号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案を作成しました。

つきましては、本告示案について、令和 8 年 7 月 4 日（土）から同年 8 月 3 日（月）までの間、意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）、（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： nextgen\_itsradio\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室 宛

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

新世代移動通信システム推進室 宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

**5 意見提出期間**

令和8年7月4日(土)から同年8月3日(月)まで(必着)

(郵送については、締切日の消印まで有効とします。)

**6 留意事項**

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

い。

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室

担 当：林課長補佐、松尾係長、本多官、堤官

電 話：03-5253-5896

電子メールアドレス：nextgen\_itsradio\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室 宛

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「平成元年郵政省告示第42号(特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件)の一部の改正する告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見